

# 中国最新法律 Newsletter

Vol.10



## Contents

1

コーポレート

「市場主体登記管理条例」及びその実施細則についての考察  
(前編)



2

ライフサイエンス・ヘルスケア

中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第10回  
～新たな化粧品GMPの施行に向けて～



3

新法紹介

一 公布済の新規法令

- 1 「中華人民共和国先物及びデリバティブ法」
- 2 「中華人民共和国職業教育法」
- 3 「知的財産に対する共同保護の強化に関する意見」
- 4 「消費潜在力の更なる発揮と消費の継続的回復の促進に関する意見」

二、公布前の意見募集稿

1. 外商投資奨励産業リスト (2022年版、意見募集稿)



4

中国からの風便り

6月中下旬に完全正常化を目指す上海のロックダウン



## 「市場主体登記管理条例」及びその実施細則についての考察 (前編)



弁護士法人大江橋法律事務所  
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海翰凌法律事務所  
律師 張 鵬程

PROFILE

### 一、はじめに

2021年4月14日、國務院第131回常務會議において「市場主体登記管理条例」（以下「条例」という。）が可決され、2022年3月1日から正式に施行されています。またその施行に合わせて、同一日時で、「条例」の実施細則にあたる「市場主体登記管理条例実施細則」（以下「実施細則」という。）が公布、施行されています。

今回の「条例」及び「実施細則」の公布、施行により、営利目的で経営活動に従事している様々な市場主体の登記管理に関する事項について、従前の複雑で混乱していた登記制度が統一化されました。また従来の実務で長年問題視されていた市場主体の「登記抹消の難しさ」、「虚偽の登記」等といった点にフォーカスした調整が行われました。

中国の現地法人にとって行政機関での登記手続は日常的に必要な事項ですので、今月のニュースレターでは、「条例」及び「実施細則」の新しい制度のポイントについて解説を行います。

### 二、登記ルールの統一、整理

#### 1. 異なる市場主体に対する同一ルールの適用

これまで、中国では、有限責任会社や株式会社といった会社制企業、パートナーシップ企業、全民所有制企業を含む非会社企業法人等、類型が異なる市場主体ごとに、登記管理に関する異なる法律規定が存在していました（詳しくは、下記図1を参照）。しかも、各法律規定によって、その制定時期や立法背景が異なり、法律規定の間で相互の調

整も不十分なところがあり、実際に適用される中で混乱が生じることもありました<sup>1</sup>。

以上のような背景を踏まえて、「条例」第2条では、その適用対象である「市場主体」について、「中華人民共和国域内で営利目的により経営活動に従事する以下の自然人、法人及び非法人組織」と定義し、①会社、非会社企業法人及びその分支機構、②個人独資企業、パートナーシップ企業及びその分支機構、③農民專業合作社（聯合社）及びその分支機構、④個人事業主、⑤外国会社の分支機構、⑥法律、行政法規が規定するその他の市場主体という6つに分類しました<sup>2</sup>。また同第3条では、市場主体は「条例」に従って登記の手続きをしなければならず、登記を経ずに、市場主体の名義で経営活動に従事してはならないものとされ、市場主体ごとに定められていた従来の法律規定は廃止されました。

これにより、各市場主体の登記情報が、主管部門の統一的な監督管理の範囲内に置かれることになりました。

<sup>1</sup> 典型的な例として、従前、登記管理に関する条例として「企業法人登記管理条例」と「会社登記管理条例」があり、前者は中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資企業に適用され、後者は外商投資の会社に適用されると規定されていました。しかし、「外商投資の会社」の範疇がそれほど明確ではなく、文言間の調整も十分になされていませんでした。

<sup>2</sup> この分類は、中国民法典の総則第三章で規定する法人に関する分類と対応するものです。

(図1：従来の企業登記法制の整理)

市場主体	具体的分類 <sup>3</sup>	従来適用されていた登記規範 (すでに廃止)	「民法典」の規定
会社（及びその分支機構）	有限責任会社、株式会社及びその支社	「会社登記管理条例」、 「会社登録資本登記管理規定」	第76条、営利法人に該当する（法人は分支機構を設立することができる）
非会社企業法人（及びその分支機構）	全民所有制企業、集体所有制企業、聯営企業及びその分支機構	「企業法人登記管理条例」、 「企業経営範囲登記管理規定」	第76条、営利法人に該当する（法人は分支機構を設立することができる）
個人独資企業（及びその分支機構）	個人独資企業及びその分支機構	「個人独資企業登記管理弁法」	第102条、非法人組織に該当する（参照適用、分支機構を設立することができる（「個人独資企業法」第14条））
パートナーシップ企業（及びその分支機構）	一般パートナーシップ（特殊な一般パートナーシップを含む）企業、有限パートナーシップ企業及びその分支機構	「パートナーシップ企業登記管理弁法」	第102条、非法人組織に該当する（参照適用、分支機構を設立することができる（「パートナーシップ企業法」第12条））
農民專業合作社（聯合社） （及びその分支機構）	農民專業合作社、農民專業合作社（聯合社）及びその分支機構	「農民專業合作社登記条例」	第96条、特別法人に該当する（法人は分支機構を設立することができる）
個人經營企業体	個人經營の個人經營企業体、家庭經營の個人經營企業体	「個人經營企業体登記管理弁法」	第54条、自然人に該当する
外国会社の分支機構	-	「会社法」第192条第2項：「外国会社の分支機構の審査認可弁法は国务院が別途規定する。」  注：外国企業の常駐代表機構は、非営利活動に従事する機構であるため、「外国会社の分支機構」とはみなされない	-

## 2. 中央と地方の管轄区分の明確化

従前の法律規定では「一般」と「特殊」といった登記管理の級別管轄が定められてはいましたが、法規範としてみたときに、市場主体の性質、経営事業、活動範囲、資本の出所といった要素の違いを個別に確認する必要があり、登記管理の管轄区分としてはあまりにも複雑でした。

そのため、「条例」第5条では「一般」と「特殊」の管轄区分を統合した上で、原則として、国务院市場監督管理部門が全国の市場主体登記管理業務を主管するものとし、県級以

上の地方人民政府の市場監督管理部門が当該管轄区の市場主体登記管理業務を主管する旨が規定されました。その上で、「実施細則」第4条では、ある特定の状況における登記管轄について、以下のように特別管轄を定めています。

① 省級以上の人民政府又はその授権を受けた国有資産監督管理機構が出資者としての職責を履行している会社、及び当該会社が出資・設立し、且つ50%以上の持分権又は株式を保有している会社の登記管理は、省級登記機関が担う。

② 株式会社の登記管理は、地市级以上の地方登記機関が

<sup>3</sup> 「実施細則」第9条参照。

担う。

③ 外商投資企業の登記管理は、国家市場監督管理総局又はその授權を受けた地方市場監督管理部門が担う。

### 3. 市場主体の登記及び届出事項の整理、統合

従来の登記管理に関する法律規定では、「会社登記管理条例」を除けば、届出事項についての規定が極めて少なく、ある事項が登記事項に該当するのか、あるいは届出事項に該当するのか、地方ごとに判断が異なり、運用上の齟齬が生じることも少なくありませんでした。

これに対し、「条例」及び「実施細則」ではわかりやすく整理、統合されています。

まず「条例」第8条では、市場主体の登記事項について、市場主体に共通する一般登記事項と市場主体の種類に応じた個別登記事項を区別して規定しています。一般登記事項には、市場主体の名称、類型、経営範囲、住所又は主要な営業場所、登録資本又は出資額、法定代表者、事務執行パートナー又は責任者の氏名が含まれます。個別登記事項としては、例えば、有限責任会社であれば株主、株式会社であれば発起人、個人独資企業であれば出資者の氏名又は名称等が含まれます。

次に「条例」第9条では、市場主体の届出事項について、市場主体に共通する一般届出事項と市場主体の種類に応じた個別届出事項が区別して規定されています。一般届出事項には、市場主体の定款、経営期限が含まれ、個別届出事項には、有限責任会社の出資者や株式会社の発起人による引受出資額、会社の董事、監事、高級管理職、農民專業合作社（聯合社）の構成員、個人経営企業体の経営に参加する家族構成員の氏名、会社・パートナーシップ企業等の市場主体の受益所有者に関する情報等の事項が含まれます<sup>4</sup>。

更に「実施細則」第6条及び第7条では、上記の各登記及び届出事項について、「条例」第2条で定める市場主体の種類に応じて整理し、記載の具体化を図っています。

なお、市場主体の登記事項又は届出事項に変更が生じた場合について、変更の日から30日以内に、登記機関において変更登記又は変更届出を行うことが要求されています<sup>5</sup>。

## 三、登記手続の簡素化と利便性の向上

### 1. 申請資料の明確化

従前の登記管理に関する法律規定と比べると、「条例」では登記の手続が非常に整理されています。それが最も顕著に現れているのは、市場主体の設立、変更、休業、抹消等の各登記手続に必要な資料及び手続要件を区別して規定し、その中で、更に市場主体に共通の事項と個別の事項を分けて定めている点です。

まずは「条例」第16条では、市場主体の設立登記申請手続に必要な資料について、共通の規定を定めており、①申請書、②申請者の資格書類、自然人の身分証明書、③住所又は主要な営業場所に関する書類、④会社、非会社企業法人、農民專業合作社（聯合社）の定款又はパートナーシップ企業のパートナーシップ協議、⑤法律、行政法規と國務院市場監督管理部門が提出を規定するその他の資料の提出を求めています。

次に、「実施細則」は上記⑤で定める國務院市場監督管理部門が定める規則であることから、その設立登記に関し、それぞれの市場主体類型ごとに個別に必要とされる申請資料を規定しています（「実施細則」第四章）。また設立後の変更登記（第五章）、休業（第六章）、抹消登記（第七章）等の手続についても、必要に応じて市場主体の類型ごとに個別に必要とされる手続を規定しています。

更に、「条例」第16条第2項では、國務院市場監督管理部門に対して、市場主体の類型ごとに、登記資料の一覧と文書の書式<sup>6</sup>サンプルを作成した上で公開するよう義務付けています。

従来、各手続に必要な書類が地域や担当者によって異なることが日常的でした。そのため、今回の「条例」及び「実施細則」による明確化を通じて、登記手続や申請準備に関する手間やコストが相当程度軽減されることになり、市場主体にとって利便性が大幅に向上することが期待されます。

### 2. 登記フロー・手順の簡略化

#### (1) 名称事前承認制度の廃止

従前、会社の設立にあたっては、事前に会社名称の承認を申請する必要がありました。これに対し、「条例」第10

<sup>4</sup> 新設された受益所有者の届出制度については、次回のニュースレターにおいて詳しく解説します。

<sup>5</sup> 「条例」第29条第2項には、「農民專業合作社（聯合社）の構成員に変更が生じた場合、本会計年度が終了した日から90日以内に、登記機関において届出の手続きをしなければならない」と規定されています。

<sup>6</sup> 関係する文書は、市場監督管理局により2022年3月1日に公布されている。下記参照：[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/djzj/202203/t20220301\\_340075.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/djzj/202203/t20220301_340075.html)

条第2項では、市場主体の名称は、申請者が法により自主的に申告することができるものと規定されました。

会社名称の事前承認については、国務院が2019年3月6日に公布した「一連の行政許可事項の取消と委譲に関する決定」において、名称の事前承認を取り消す（企業、企業集団、個人経営企業体、農民專業合作社（聯合社）の名称事前承認を含む。）ことが早々に打ち出されていましたが、今回の「条例」において、登記管理に関する法律規定上、会社名称の自主申告制度が明文化されました。

## (2) 登記機関による審査範囲の明確化

従前、登記機関の審査範囲に関する明確な法律上の根拠はありませんでした。そのため、登記機関は、市場主体の登記管理の際に形式審査に留めるべきか、あるいは慎重に実質審査を行うべきかを統一的に判断できず、結果的に各登記機関の担当者による個別の判断に委ねる場面が多くなっていました。

更に、登記機関による実務運用と司法の判断にも齟齬が生じていました。例えば、登記事項に係る行政訴訟事件において、登記機関が形式審査を採用すべきか、それとも実質的審査を採用すべきかについて、裁判所の認識は統一性を欠いており、登記機関が一定程度の実質的審査義務を履行しなかったとして、登記機関が敗訴する裁判例も少なからずありました。そのような裁判例が出てしまうと、登記機関は自らの審査義務の懈怠を追及されるリスクを回避するために、実務では往々にして、申請者が提出した各種申請事項や申請資料に対して不必要な実質的審査を行う傾向が強くなり、申請者にとって不要な負担を生じさせるという結果を招いていました。

以上のような問題に対応するために、新しい「条例」第19条では、登記機関は、申請資料に対して形式審査を実施しなければならないこと、並びに申請資料が全て揃っており、法定の形式に適合していることが確認できれば、その場で登記を行うことを明確に規定しました。他方で、このような行政機関の審査範囲を形式面に限定する前提として、申請者に対して、提出する申請資料の真実性、合法性、有

効性に関する責任を明確にしました（同第16条）。

## (3) 清算、抹消手続の簡素化

「条例」は、市場主体の撤退というフェーズにおいても、手続の簡素化を通じた利便性の向上を図っています。

先ず、市場主体の抹消登記の前に市場主体の清算手続を経る必要がある一般抹消手続について、従前、市場主体は清算委員会の成立から10日以内に清算委員会の構成員、清算委員会の責任者の名簿を登記機関に届け出る必要がありましたが、これを廃止し、国家企業信用情報公示システムを介して公示することに改めました。

次に、例えば、会社法上、清算委員会は、清算会社の債権者に通知すると共に新聞での公告を義務付けられていますが、今回の「条例」第32条では、国家企業信用情報公示システムを介して債権者への公告を行うことができる旨を規定しました。そして、昨年末の会社法改正草案でも、国家企業信用情報公示システムを通じた債権者への公告が追加されています。このようにして、今後は、清算委員会による届出のプロセスを減らし、届出や公告にかかるコストの支出も削減されることが期待されます。

登記手続の簡便化の要請と合わせて、登記抹消が煩雑、困難であることも問題視されていました。そのため、「条例」の第33条では、一定の条件を満たす市場主体については、簡易的な抹消手続を定め、その適用対象、手続フロー、除外事由及び個人経営事業体の簡易抹消について明確に規定がなされています。

## 四、最後に

中国で事業を行う日本企業にとっては、現地法人の設立から、存続、各種の変更、抹消登記まで行政機関での登記や届出は頭を悩ます問題ですので、今回の「条例」及び「実施細則」には多くのメリットがあると思われます。今回のニュースレターでは、監督管理という視点から「条例」及び「実施細則」を見ていきたいと思えます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： [info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 中国ライフサイエンス・ヘルスケアの法務 第10回

～～新たな化粧品GMPの施行に向けて～


 弁護士法人大江橋法律事務所  
 高槻 史

PROFILE

## I. 新化粧品GMPの概要と関連通達

化粧品生産品質管理規範（以下「新GMP」という）は、2022年7月1日から施行される予定であり、化粧品登記人・届出人（以下「化粧品MAH」）及び受託生産企業は、2022年7月1日以降は、新GMPに基づき化粧品生産を実施する必要がある<sup>1</sup>。

海外の化粧品MAHも対応する必要があるが、本稿では、新GMPの概要及び関連する通達を紹介したい。

### 1. 重点管理製品

児童用化粧品、眼部用化粧品、歯磨き粉を重点製品として指定し、その半製品の保存、充填等の工程についてクリーンルーム・準クリーンルーム等での生産要求に合致させること等を求めた（生産工程によって要求は異なる）。

### 2. 化粧品MAHの市場出荷責任

医薬品と同様に、受託生産企業は、製品の工場からの出荷判定に責任を負い、委託者は、上市出荷判定に責任を負い、委託者（化粧品MAH）は、製品出荷判定管理制度を制定・執行し、受託生産企業が製品の工場出荷判定の責任を完了することを基礎として、製品の検査合格結果及び関連する生産品質活動記録を審査批准した後に、上市出荷判定を行わなければならない（新GMP第55条）。判定記録の保管等も義務付けられている。

### 3. 製品サンプルの保存

化粧品MAHは、2022年7月1日以降に生産する製品について、サンプル保存を行い（工場出荷ロット毎）、行政当局の品質検査の要求を満たさなければならない（保存する分量は、少なくとも工場出荷時の検査に要する分量の二倍とされ（「化粧品生産経営常見問題解答（三）」により、参考数量が回答されている）、サンプルは販売時包装の状態を維持しなければならないこと、半製品については密封等の要求が定められた。

また、国外の化粧品MAHについては、2021年11月にNMPAが公布した「化粧品生産経営監督管理弁法の執行貫徹に関する関連事項にかかる公告（2021年第140号）」により、2022年1月1日以降、国外の化粧品MAHは、中国に輸入する製品のロット毎にサンプルを留保し、サンプル及び記録を国内責任者に保存させなければならないと、同一の生産ロットの製品を複数回に分けて輸入する場合には、少なくとも初回の輸入時に一回サンプル保存を行わなければならないとされた。

### 4. 品質安全責任者の配置

新GMPでは、化粧品MAH及び化粧品受託生産企業は、品質安全責任者を配置しなければならないとされ（化粧品監督管理条例第32条、GMP第7条）、品質安全責任者は、化粧品、化学、化学工業、生物、医学、薬学、食品、公衆衛生又は法学等化粧品の安全品質に関連する専門知識を有し、関連する法令、強制性国家基準、技術規範に習熟しており、かつ、化粧品の生産又は品質管理の5年以上の経験を持つものである必要がある（条例第32条第2項及び化粧品GMP<sup>2</sup>第7条）。

また、NMPAが2021年11月8日に公表した「化粧品生産経営常見問題解答（一）」では、品質安全責任者が、複数の化粧品MAH、受託生産企業の品質安全責任者を兼任できるかという質問の回答において、「一証書一人」の原則に従い、二つ以上の化粧品生産許可を有する事業者は一人の自然人に品質安全責任者を兼任させてはならない（生産許可毎に1名）とともに、複数の企業の品質安全責任者の兼任もさせてはならないとした（例外として、化粧品MAHと受託生産企業が同一のグループ企業集団に属し、同一の品質管理体系を実施し、受託生産企業が同一企業グループ内の化粧品MAHから受託して生産を行う場合、化粧品MAHと受託生産企業は一人の自然人を品質安全責任者として配置することができる旨回答した。

但し、2022年4月27日にNMPAは、国家薬品监督管理局

<sup>1</sup> なお、2022年7月1日以前に化粧品生産許可を取得した企業について、その工場施設、設備等のハードウェアの条件についてグレードアップ改造を必要とする企業については、2023年7月1日までにグレードアップ改良を完成させ、その工場施設・設備等を新GMPの要求に合致させなければならないとされている。

<sup>2</sup> 化粧品生産品質管理規範（化粧品GMP）、2022年1月7日制定、2022年7月1日施行

総合司の化粧品品質安全責任者に関連する問題についての回答（薬監総粧【2022】224号を発し、吉林省、重慶市薬品监督管理局から提出された照会（施行過渡期における品質安全責任者の資格要件についての照会）に対して、以下の要旨を回答した。

化粧品監督管理条例第32条第2項に基づき、化粧品品質安全責任者は、化粧品、化学、化学工業、生物、医学、薬学、食品、公衆衛生又は法学等化粧品の安全品質に関連する専門知識を有し、関連する法令、強制性国家基準、技術規範に習熟しており、かつ、化粧品の生産又は品質管理の5年以上の経験を持つものである必要があるが、現在の化粧品業界の発展の切迫した需要を考慮し、化粧品生産又は品質安全管理経験の認定は、立法趣旨の原意と監督管理の実際に合致しなければならない。医薬品、医療機器、特殊食品等の健康関連製品の生産又は品質安全管理の原則は基本的に一致するものであり、監督管理の実践において、化粧品品質安全責任者が化粧品の品質安全に関連する専門知識を具備していることを前提として、医薬品、医療機器、特殊食品の生産又は品質管理経験を化粧品生産又は品質管理安全管理の経験とみることができるとする。

## 5. その他

その他、新GMPでは、自主検査にかかる規則、設備面の要求、委託生産の場合の監査義務等も更新された。

## II. 化粧品GMP検査要点及び判定原則（意見募集稿）のポイント

前記の通り、新GMPは2022年7月1日から施行されるが、NMPAは同年3月30日付で化粧品GMP検査要点及び判定原則意見募集稿（以下、「検査要点草案」）を公表しており、こちらも7月1日の施行後の体制準備に参考となると思われることからポイントをご紹介します<sup>3</sup>。

### 1. 実生産版別表、委託生産用別表

化粧品の実生産活動を行う化粧品MAH及び受託生産業者については、別表1（実生産版）に従って検査が行われ、重点項目29項目（重点項目は、主要重点項目5項目、その他の重点項目24項目に分かれる）、一般項目53項目の合計

82項目である。

これに対して、委託生産を行う化粧品MAHについては、別表2（委託生産版）に従って検査が行われ、重点項目9項目（重点項目は、主要重点項目2項目、その他重点項目7項目）、一般項目15項目の合計24項目である。

化粧品MAHのうち、化粧品の実生産活動及び委託製造の両方を行う事業者については、別表1及び2の両方に基づき検査が実施される。

## 2. 現場検査

### (1) 化粧品生産許可発行時の現場検査

化粧品生産許可申請を行った申請人に対する現場検査は、別表1（実生産用）に基づき行われ、検査を経て、検査項目がいずれも規定に合致する場合は化粧品生産許可条件に化粧品生産許可条件に合致すると判断される。

そして、以下のいずれかの状況に該当する場合は、化粧品生産許可条件に合致していないと判断される。

- ① 『規定に合致しない主要重点項目』<sup>4</sup>が1項目（1項目を含む）以上ある場合
- ② 『主要重点項目の瑕疵』及び『規定に合致しないその他重点項目』の総数が6項目以上ある場合
- ③ 『規定に合致しない重点項目』、『重点項目の瑕疵』、『規定に合致しない一般項目』数が16項目（16項目を含む）以上ある場合

### (2) 生産許可更新後の現場検査

省、自治区、直轄市の薬品監督管理部門は、化粧品生産許可更新の申請人に新たな化粧品許可証を発行した日から6ヶ月以内に、別表1に従い現場検査を実施する必要があるとされ、検査結果が、前記2.(1)の化粧品生産許可条件に合致しないとされる①乃至③の三種の状況のいずれかに該当する場合は、化粧品生産許可を取り消ししなければならないとされている。

### (3) 日常監督検査

薬品監督管理部門は、化粧品生産活動に従事している化粧品MAH及び受託生産企業の監督検査について、別表1に従って、GMPの執行状況の全部又は一部の項目の検査を行い、前記の生産許可現場検査の結果が生産許可要件に一致しない場合の三種類の状況のいずれかに該当する場合は、化粧品監督管理条例第60条第1項3号<sup>5</sup>の「化粧品生産品質管理規範の要求に従わずに

<sup>3</sup> 検査要点については意見募集段階にあり未制定であるので、制定時には変更点は確認する必要がある。

<sup>4</sup> 現場検査は、所定の検査項目について、逐一、規定に合致する又は規定に合致しない、との結論を出すことが必要であり、重点項目については、実際の状況に応じて、瑕疵が存在するとの結論を出すことも可能とされる（理由を検査記録に付記しなければならない）。重点項目の「瑕疵が存在する」との結論については、総合的な判断であり、検査対象企業が基本的には、検査項目の要求に合致しているが、一部不一致・不完全な状況があり、かつ、当該不一致・不完全な状況が適時に改善又は解消され、製品の安全に実質的な影響を及ぼさない場合に、当該認定を行えるものとする。

<sup>5</sup> 化粧品監督管理条例第60条第1項3号の「化粧品生産品質管理規範の要求に従わずに生産している場合」に該当する場合、医薬品監督管理部門は、違法所得及び違法生産経営に該当する化粧品の没収、違法生産経営の用に供した原料、包装材料、工具、設備等の物品の没収、違法生産経営に該当する化粧品の販売額が1万元に満たない場合には1万元-5万元以下の罰金、1万元を超える場合には販売額の5倍-20倍以下の罰金、情状が重大な場合には生産停止命令、届出部門による届出の取

生産している場合」に該当すると判定しなければならないとされている。

(4) 委託生産を行う化粧品MAHに対する監督検査

薬品監督管理部門は、委託生産に従事している化粧品MAHの監督検査について、別表2に従って、GMPの執行状況の全部又は一部の項目の検査を行い、以下のいずれかの状況を発見した場合には、化粧品監督管理条例第60条第1項3号の「化粧品生産品質管理規範の要求に従わずに生産している場合」に該当すると判定しなければならないとされている。

- ① 『規定に合致しない主要重点項目』が1項目（1項目を含む）以上ある場合
- ② 『主要重点項目の瑕疵』及び『規定に合致しないその他重点項目』の総数が4項目（4項目を含む）以上ある場合
- ③ 『規定に合致しない重点項目』，『重点項目の瑕疵』，『規定に合致しない一般項目数』が8項目（8項目を含む）以上ある場合

### III. まとめ

以上の通り、新GMPの施行は迫っており、検査要点（草案）では詳細に検査項目が定められている。海外の化粧品MAHについても、自社生産の場合、委託生産の場合に分けてそれぞれ新GMPへの合致が必要であり、各種準備作業が必要であると思われる<sup>6</sup>。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： [info\\_china@ohebash.com](mailto:info_china@ohebash.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければ存じます。

消、化粧品許生産許可の取消、当該企業の法定代表者又は主要な責任者、直接責任を負う主管者その他直接責任を負う人員に対して当該企業から前年度に取得した報酬の1倍-3倍以下の罰金、10年間の化粧品生産経営活動への就業禁止の処分に処することができることとされている（化粧品監督管理条例第60条）。

<sup>6</sup> 検査要点（草案）については意見募集段階にあり未制定ではあるが、通常はこの種の技術的要件は大きな変更はなく、準備に時間を要することからすれば、制定時には変更点は確認する必要があるものの、参考として準備を進める必要があると思われる。

### 一 公布済の新規法令

- 1 「中華人民共和国先物及びデリバティブ法」
- 2 「中華人民共和国職業教育法」
- 3 「知的財産に対する共同保護の強化に関する意見」
- 4 「消費潜在力の更なる発揮と消費の継続的回復の促進に関する意見」

### 二、公布前の意見募集稿

1. 外商投資奨励産業リスト（2022年版、意見募集稿）

#### 一、公布済の新規法令

##### 1 「中華人民共和国先物及びデリバティブ法」

「中華人民共和国先物及びデリバティブ法」は、2022年4月20日に第13期全人代常務委員会の34回会議にて可決・公布され、同年8月1日より施行されることになった。本法は、総則、先物取引及びデリバティブ取引、先物決済及びクロージング、先物取引者、先物経営機構、先物取引所、先物決済機構、先物サービス機構、先物業種協会、監督管理、クロスボーダー取引及び監督・管理の協力、法律責任、付則という13章計155条から構成されている。本法は、中国国内の先物取引、デリバティブ取引及びそれらの関連活動に適用されるが、中国国外において行われる先物取引、デリバティブ取引及びその関連活動が中国国内の市場秩序を破壊し、国内の取引者の合法的権益に損害を与えた場合には、本法に基づき処理すると規定されている。また本法の規定によれば、国家は先物市場の健全な発展を支持し、同市場に価格発見機能、リスク管理、資源の分配といった機能を果たさせること、先物市場及びデリバティブ市場を利用してヘッジング等のリスク管理活動に従事することを奨励すること、更には農産物の先物市場及びデリバティブ市場の発展を推進する措置を講じ、国内における農産物の生産・経営をリードするものとされている。

URL：<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202204/162df3a6d6d4931f5c1660ba9a4c1c5.html>

（全人代常務委員会2022年4月20日公布、同年8月1日施行）

##### 2 「中華人民共和国職業教育法」

「中華人民共和国職業教育法」は、2022年4月20日に改正・公布され、翌月1日より施行されている。今回の改正は、1996年の施行から25年ぶりの初めての改正であるが、職業教育が普通教育と同等の重要な地位を有することが強調され、また国家が様々なレベル且つ多様な種類による職業教育の発展を奨励し、職業教育の体系を構築・健全化し、職業教育保障のための制度と措置等を完備することが明確にされている。特に、企業の職業教育における主体的役割について、①企業による従業員と採用予定人員向けの職業教育の実施、

②企業による職業学校、就業訓練機構の開設、③「産業と教育の融合」と「学校と企業の提携」の政策に深く参加する企業への奨励、金融・財政・土地等のサポート、付加教育費、地方教育付加費その他の税金の減免・優遇策という具体的な措置も打ち出された。

URL：<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202204/04266548708f44fb467500e809aa9cf.shtml>

（全人代常務委員会2022年4月20日公布、同年5月1日施行）

##### 3 「知的財産に対する共同保護の強化に関する意見」

2022年4月25日、最高人民検察院と国家知的財産局は、互いに協力して知的財産に対する保護を強化することを目指して、「知的財産に対する共同保護の強化に関する意見」を公布した。本意見は、9章計17条から構成され、主に常設の連絡メカニズムの構築、情報共有メカニズムの構築と健全化、業務サポート、共同による事件処理、人材交流・育成等の強化、研究連携の深化、賞罰制度の構築等の様々な方面から、知的財産に対する行政的保護と司法的保護を整合させ、共同による保護へ注力し、連携協力のメカニズムを最適化すること等について具体的な措置が打ち出された。本意見の施行により、行政による法の執行と司法による保護の連携がより一層深化されることになる。そして、行政関連法規と刑法のつながりが更に完備され、知的財産の共同保護の体系が構築されることにより、知的財産に対する司法・行政による総合的な保護が向上されることに重要な意味があると思われる。

URL：[https://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbr/202204/t20220425\\_555135.shtml#1](https://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbr/202204/t20220425_555135.shtml#1)

（最高人民検察院・国家知的財産局2022年4月25日公布・施行）

##### 4 「消費潜在力の更なる発揮と消費の継続的回復の促進に関する意見」

國務院弁公庁は、2022年4月25日に「消費潜在力の更なる発揮と消費の継続的回復の促進に関する意見」を公布、施行した。本意見は、新型コロナ等の影響で勢いを失いつつある消費市場の課題とその回復に向けた方針を見据えて、消費を巡る様々な側面からの短期のサポートと中長期にわたる消費促進の要請から、以下のような5

つの方面から20項の重点的措置を打ち出した。

第一に、感染症の消費へのマイナスの影響について、市場における消費者の購買意欲や消費能力を段階的に回復させるための措置や対応を促進し、供給側である市場主体に対する支援・援助の取り組みを強化し、基本消費財の供給の確保と物価の安定を保障し、消費を取り巻く業態の変化とその時代に応じた革新に取り組む。第二に、消費の品質やレベルを全面的に向上させ、消費の基盤を安定させることに力を注ぎ、消費者の健康・養老・育児等のサービス消費や文化・旅行等の消費を促進すると共に、グリーン消費の発展に注力し、全国の県や郷の消費潜在力を十分に掘り起こす。第三に、サポート体系を完備し、消費発展の総合能力を継続的に増強させる。消費プラットフォームの健全で持続的な発展を推進し、消費財の流通体制の健全化を後押しし、それらへの就業収入を増加させて消費能力をアップさせ、公共消費を合理的に増加させる。第四に、消費面の改革を継続して深化し、信頼性の高い、安全な消費環境の整備を促す。消費にマイナスとなる障害・障壁を破壊し、消費の基準体制を健全化し、消費分野における法執行・監督管理を強化し、消費者權益に対する保護を全面的に強化する。第五に、各種の保障措置を強化し、質の高い消費の発展ベースを更に確実なものとする。財政・税収入によるサポートを強化し、金融サービスによる支援を最適化し、営業用の土地・建築物の保障を強化し、各部門・地方の政策の実施と

それに伴う責任の管理を徹底させる。

URL：[http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-04/25/content\\_5687079.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-04/25/content_5687079.htm)

(國務院弁公庁2022年4月25日公布、同日施行)

## 二、立法草案

### 1 「外商投資奨励産業リスト (2022年版、意見募集稿)」

国家發展改革委員会と商務部は、5月10日に「外商投資奨励産業リスト (2022年版)」の意見募集稿を公開し、6月10日までにパブリックコメントを募集しているところである。本意見募集稿は、現行の2020年版と比べ、238条を追加し、38条を削除するとともに、114個の条文について修正することを予定している。主な改正ポイントとしては、①製造業への外国企業からの投資を引き続き奨励しており、全国向けの奨励項目には部品、装備製造等の項目が追加・拡大されていること、②生産性サービス業への外国企業からの投資を引き続き奨励し、全国向けの奨励項目には専門的な設計、技術サービス及び開発等の項目が追加・拡大されていること、③中部・西部地区及び東北地区への外国企業からの投資を引き続き奨励すること等があげられる。

URL：[https://hd.ndrc.gov.cn/yjzx/yjzx\\_add.jsp?SiteId=380](https://hd.ndrc.gov.cn/yjzx/yjzx_add.jsp?SiteId=380)

(国家發展改革委員会・商務部2022年5月10日公開)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

上海では、3月下旬からのロックダウン開始から約2か月が過ぎようとしている。自宅から一步も出ることができない上海在住者にとっては、肉体的にも精神的にも限界が近づいてきている。

上海市人民政府外事弁公室が5月16日に公布した通知によると、6月中旬から下旬にかけて、全面的に正常な生産と生活秩序の回復が実現できるよう努力すると記載されている。この通知に対しては、終わりの見えない隔離生活に期限が設定された一筋の光であると捉える意見があった一方で、あと1か月以上も隔離が続く上に努力目標にしかすぎないのかと落胆する意見もあった。

5月16日に上海市政府から発表されたロックダウン解除に向けた具体的な道筋は、以下のとおり3段階に分けて実施するとされている。

- ① 5月16日から21日にかけては社会面ゼロコロナ1の段階である。16日以降、防範区は静黙期2と管控区にはレベルアップすることはない。住民は秩序を守って地域の範囲内で小区を出て買い物等を行うことができる。

- ② 22日から31日にかけては三区管理3から常態管理への転換期である。封控区、管控区が防範区に変更されるようにし、その後は封控区、管控区及び防範区の三区区分を廃止し、従前からの高レベル・中レベル・低レベルリスク地域による区分に戻すものとする。その時期には公共交通機関の営業を再開し始めるが、マイカーの使用は認めない。
- ③ 6月1日から6月中下旬にかけては、全面的に正常な生産生活に戻すものとし、公共交通機関も全面的に営業を再開させ、マイカーの利用も認めるものとする。

この通知によれば、徐々にロックダウンの解除に向けて動き出す上海市政府の意向が窺えるが、通知のとおりにステップアップする条件が明らかにされておらず、本当にこの通知のとおりに三段階に分けて実現できるのかはまだ予断を許さない状況である。この通知が上海在住者の不満を一時的に抑えるための通知でなく、一刻も早く上海在住者が自由に行動できるようになることを心から願う次第である。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： [info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによって提供されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

- 1 社会面ゼロコロナとは、隔離施設における陽性者をカウントせず、上海市中においてゼロコロナを目指す方針をいう。
- 2 静黙期とは、感染拡大を防止するため宅配等が禁止される期間をいう。防範区になったにもかかわらず静黙期に入ったとして外出や宅配が禁止される地域が相次ぎ、住民の不満が高まっていた。
- 3 三区管理とは、小区と呼ばれる居住区において、陽性者が発見されてから7日間は自宅から出ることができない封控区（封鎖エリア）、陽性者が発見されてから8日目以降10日目までは自宅を出ることができるが小区を出ることができない管控区（管理エリア）及びそれ以降は区を跨がなければ自由に移動できる防範区（警戒エリア）に分けて管理する方法である。従来管控区の期間は8日目以降14日目までであったが4日間短縮された。